

令和 6 年度第 2 回 小林市国民健康保険運営協議会 議事録
(令和 6 年 9 月議会関係)

- 【開催日時】 令和 6 年 8 月 22 日 (木曜)
午後 7 時 00 分から午後 7 時 40 分まで
- 【開催場所】 小林市役所 本館 2 階 会議室 1
- 【出席者】
- | | | | |
|----------|--------|-----|--|
| 委員 | | | |
| 公益代表 | 高妻 賢士 | 会長 | |
| | 吉脇 辰男 | 副会長 | |
| | 山田 博 | 委員 | |
| | 柿木 由紀子 | 委員 | |
| 保険医代表 | 小城 研二 | 委員 | |
| 被保険者代表 | 岩松 浩 | 委員 | |
| | 竹山 真弓美 | 委員 | |
| 被用者保険代表 | 富田 洋平 | 委員 | |
| 事務局 | | | |
| 市民生活部長 | 鷗野 裕一 | | |
| ほけん課 | | | |
| ほけん課長 | 岩下 経一郎 | | |
| 総務グループ | 山下 祐徳 | | |
| 納税グループ | 山元 康敬 | | |
| 後期グループ | 谷山 智子 | | |
| 国保グループ | 池井 裕子 | | |
| 健康推進課 | | | |
| 健康推進グループ | 山内 里美 | | |
| 健康推進グループ | 川原 真砂子 | | |
- 【欠席者】
- | | | | |
|--------|-------|----|--|
| 委員 | | | |
| 保険医代表 | 園田 定彦 | 委員 | |
| | 竹之内 剛 | 委員 | |
| | 福森 一真 | 委員 | |
| 被保険者代表 | 有木 鈴子 | 委員 | |
| | 芝原 靖彦 | 委員 | |

【会議成立の要件】 13 名中 8 名出席。出席者が過半数につき会議は成立した。

【次第及び議事結果】

- 1 開会 岩下ほけん課長 が進行を行った。
会議録作成のため会議内容を録音すること及び会議が成立することを伝え開会。
- 2 会長あいさつ 高妻会長 があいさつを行った。
24 節気での処暑ということで暑さが和らぐ頃だが、これからも残暑が厳しいのではないかとと思われるため、皆様方のご自愛いただきたい。
また、先日は大きな地震があったが、まだまだ南海トラフに関する情報が色々と出てくるのではないかとと思っている。日頃から地震への心構えをすることも必要ではないかと考えているのでよろしくお願いしたい。
本日は今年度 2 回目の協議会となっている。議事についてご意見ご質問等ございましたらお聞かせいただきたい。
- 3 事務局あいさつ 鷗野市民生活部長 があいさつを行った。
小林市でも震度 5 弱の地震が発生し、地震や災害に対する今後の動向も非常に気になるところである。また、連日猛暑に見舞われ体調管理にも気をつけていただきたいと考えている。
国保制度は、制度創設時と比較すると高齢者の割合が増加するとともに所得のある農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職者や非正規雇用者の割合が増加している。その一方で、医療は高度化し一人当たりの保険給付費は増加することになり、財政状況は非常に厳しいものになっている。この傾向は更に進むものと考えている。
前回の協議会では、9 年ぶりの国保税率の改定を審議いただき 6 月議会で議決をいただいたところである。
本会議でも忌憚のない意見をいただきたい。
- 4 議長選出 慣例により高妻会長が議長を務めた。
- 5 議事
報告 1 令和 5 年度 国民健康保険事業特別会計決算について
 - ・ 山下が 概要の説明を行った。
 - ・ 1 ページ目の決算一覧について、歳入総額が 60 億 6,499 万 8,891 円、前年度決算額が 64 億 6,568 万 9,556 円のため、比較すると 4 億 69 万 665 円の減となる。
 - ・ 歳出総額は 60 億 1,528 万 1,122 円、前年度決算額は 62 億 6,561 万 1,398 円のた

め、比較すると 2 億 5,033 万 276 円の減となる。

- ・ 歳入と歳出の差し引きが 4,971 万 7,769 円となり、この金額が令和 6 年度への繰越額になる。前年度の繰越金が 2 億 7 万 8,158 円のため、令和 5 年度一年間の収支では 1 億 5,036 万 389 円の赤字になる。
- ・ 2 ページ目の本市の資産状況について、翌年度繰越金 4,971 万 7,769 円と財政調整基金 3 億 98 万 9,807 円を合計して 3 億 5,070 万 7,576 円となる。
- ・ 直近 5 年間での赤字額は令和 5 年度が最も多く、資産総額が一番少ない状況にある。原因として、被保険者数や所得額の減少に伴う保険税の減、県に納付する納付金の増が考えられる。
- ・ 3 ページ目、令和 5 年度決算のうち主な歳入として国民健康保険税を掲載。
- ・ 現年課税分が 9 億 4,614 万 1,647 円、滞納繰越分が 4,541 万 8,527 円、合計で 9 億 9,156 万 174 円となり、全体の収納率は 81.88%であった。昨年度と比較すると 0.56%の減だが、納税相談等に注力したことにより現年課税分の収納率は 0.05%の増となった。
- ・ 令和 5 年度の税率税額について、課税限度額が、後期高齢者医療支援金等分で 20,000 円引き上げられたこと以外は平成 27 年度以降変更はない。ただ、前回の協議会でご審議いただいたが、今年度の税率及び税額については 6 月議会で議決をいただき 9 年ぶりの改定を行ったところである。
- ・ 4 ページ目、令和 5 年度決算のうち主な歳出として保険給付費を掲載。
- ・ 保険給付費全体の決算額が 42 億 199 万 4,196 円となり、前年度と比較すると 2 億 7,595 万 9,999 円の減となった。被保険者数の減少に伴い、医療費や高額療養費も減少したものと考えられる。
- ・ 出産育児一時金については出産件数が増加したことにより、決算額で 1,342 万 7,572 円となり、昨年度と比較すると 628 万 4,212 円の増となった。
- ・ 5 ページ目、令和 5 年度決算のうち主な歳出として国民健康保健事業費納付金を掲載。
- ・ 納付金算定の仕組みとして、県が支払う医療費などの歳出から、国県の補助金負担金、前期高齢者交付金などの歳入を差し引いた残りが納付金として必要な金額になる。この納付金必要額を県内市町村ごとの所得額、被保険者数、医療費の水準を元に県が按分し、市町村ごとに示される金額をそれぞれ県に納付する。この納付金の財源は保険税になる。
- ・ 決算額は 15 億 8,331 万 1,207 円となり、昨年度と比較すると 4,180 万 41 円の増となる。
- ・ 6 ページ目、令和 5 年度決算のうち主な歳出として保健事業費を掲載。
- ・ 決算額は 6,581 万 2,511 円となり、昨年度と比較すると 851 万 2,055 円の減となる。特定健診の受診勧奨を県と合同で行ったことに伴う委託料の減と、令和 5 年度は速報値ではあるが、特定健診の受診者数や、人間ドック受診者数の減少が主な要因と考えられる。

- ・ 7 ページ目、参考として被保険者数と医療費の推移について掲載。
- ・ 世帯数や被保険者数はどちらも毎年減少している。75 歳に到達することによる後期高齢者への移行などにより、今後も減少していくことが見込まれる。
- ・ 医療費の推移としては、被保険者数の減少に伴い医療費は減少傾向にある。一人当たり医療費では年々増加傾向にあるが、令和 5 年度は 47 万 1,788 円と前年度と比較すると 6,256 円の減ということで 3 年ぶりに減少したものの、わずかな減少であり依然として県平均を上回る状況にある。

意見、質疑

- ・ (岩松委員) 4 ページ目の主な歳出にある葬祭費の支給は必要か。県全体で支給するものなのか、市独自に 1 件当たり 20,000 円を支給しているものか。
(岩下課長) 葬祭費は小林市だけではなく県内各市町村で支給している。多くの市町村が 20,000 円ではあるが、これ以上の金額で支給しているところもある。将来的には 20,000 円で落ち着くのではと思っている。県内全体で廃止するという事にならない限りは続けていくことになると考えている。

承認の可否

- ・ 承認

議題 1 小林市国民健康保険条例の一部改正（案）について

- ・ 山下 が概要の説明を行った。
- ・ 8 ページ目、令和 6 年 12 月 2 日から国民健康保険の被保険者証の発行が廃止されることに伴い、被保険者証の返還に応じない者に対する 10 万円以下の過料を科す規定が削除される。
- ・ 改正前の国民健康保険法では、被保険者が国民健康保険の資格を喪失したときは速やかにそのことを届け出るとともに被保険者証を返還しなければならないとされていたが、国民健康保険法の改正により、被保険者証を返還することと、返還に応じないときの罰則に関する規定が削除されたため、同様に条例を改正するものになる。
- ・ 施行は令和 6 年 12 月 2 日になるが、今年の 7 月に発行された被保険者証は有効期間が最大 1 年間あるため、それに対する罰則は現行どおり適用される。
- ・ 小林市国民健康保険条例の第 13 条において、「第 9 条第 1 項若しくは第 9 項」を「第 9 条第 1 項若しくは第 5 項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改めることになる。

承認の可否

- ・ 承認

議題2 令和6年度 小林市国民健康保険事業特別会計 9月補正予算（案）について

- ・ 山下 が初めに歳出、次に歳入の順で概要の説明を行った。
- ・ 10 ページの歳出に係る補正予算については、総務費を 86 万 9 千円計上した。内訳として、人事異動に伴う職員の住居手当及び児童手当の増額分として 45 万 5,000 円、市から色々な相手先にお金の払い込みを行う際の手数料が令和6年10月1日から有料化されることに伴い為替振込手数料を 41 万 4 千円計上している。
- ・ 9 ページの歳入に係る補正予算については、一般会計からの繰入金として充当するため同額の 86 万 9 千円を計上した。

承認の可否

- ・ 承認

議長降任

6 連絡事項

- ・ 令和6年度宮崎県市町村国民健康保険運営協議会委員研修会の開催について
日時：令和6年10月11日（金曜）13:30～15:00
会場：ニューウェルシティ宮崎（宮崎市）
内容：講演「国保制度の諸情勢について」（仮）
多くの委員の参加をお願いしたい。
- ・ 次回開催予定
12月議会前の令和6年11月中を開催予定として案内。

7 その他

意見・質問

- ・ （岩松委員）特定健診のネット予約を利用したが、予約確認のための返信メールは来ないか。
（川原主幹）メールの返信は必ず来るようにはなっているが、設定によってはブロックされることも考えられる。健康推進課に連絡いただければ予約の確認はできるので、お電話いただきたい。
- ・ （吉脇副会長）特定健診、人間ドック、脳ドックなど受診者が年々減少しているが、予定人数に満たない場合は二次募集は行わないのか。
（川原主幹）以前は、第1回の募集、第2回の募集といった形で案内していたが、昨年からは6月～10月末までの期間で受付を行っている。期間を長くして、いつでも予約したい時に予約できる体制をとっている。

8 閉会

令和6年9月20日記載